

## 18 歳から「大人」

法務委員会 専門員

あおき せつこ  
青木 勢津子

1月の第2月曜日は「成人の日」である。国民の祝日に関する法律は、「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」と定めている。多くの自治体では、成人の日前後に成人式が開催され、その年度に20歳になる若者が晴れ着で集い、賑わいをみせる。この1月の光景が、変わってしまうかもしれない。

2022年4月1日から、民法が定めている成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられるのである。我が国で私法上の成年年齢を初めて定めたのは、1876（明治9）年の太政官布告であると言われており、その時に定めた20歳成年制が、現在まで維持されている。今回、約140年ぶりに成年の定義が見直された。

成年年齢が18歳に引き下げられた後は、成人式は18歳を対象にすることになるのか。高校3年生の受験シーズンに当たる1月に実施するのは難しいのではないか。成人式を他の月に開くことが主流になるのならば、祝日である成人の日を変更する必要があるのか。18歳成年制が施行される2022年度は、18歳、19歳、20歳の3学年分の成人式を1度で開催するのか。多くの課題が頭に浮かぶ。

さらに深刻な問題がある。消費者被害が拡大する懸念である。

民法では、成年年齢は「1人で契約をすることができる年齢」という意味がある。携帯電話を契約する、クレジットカードを作る、高額な商品を購入してローンを組む、1人暮らしの部屋を借りるといったような契約が1人でできるようになる。

未成年者の場合は、契約には親の同意が必要であり、親の同意を得ずに契約した場合には、契約を取り消すことができるとされている（未成年者取消権）。未成年者取消権は、消費者被害を抑止する役割を果たしているのだが、成年に達すると行使できなくなる。成年になったばかりの社会経験が乏しい若者が、勧誘を受けて安易に契約を交わしてトラブルに巻き込まれる可能性がある。若者を狙う悪徳商法は現在でも横行しているが、これからは18歳の高校生までターゲットにされるおそれが出てくる。

消費者被害に遭わないためには、契約内容をよく読んで検討する力を身に付けておくことが重要になる。18歳は1人の「大人」として自分の判断と責任において社会で生き抜く力を身に付けることが求められることとなる。

民法改正法によると、2019（平成31）年1月現在の中学3年生と高校1年生は、2022年4月1日に一斉に成年に達し、中学2年生は、それぞれが18歳に達した時点で成年に達する。準備期間は案外短い。大人になることを自覚し、自ら生き抜こうとする若者を、励ましていきたい。